

いつもお世話になっております。  
年末に向けご多忙のことと存じますが、  
健康にお気をつけてお過ごしください。



## パートの社保加入の影響と企業の対応

### ◆2022年10月から社会保険適用拡大

今まで対象外だった企業・社会保険の適用対象者が拡大されます。改定ポイントは

- 1.以前より小規模な企業(従業員数が常時100人超)も対象になる
- 2.勤務期間が短い(2か月超)労働者も対象になる

現行では人員規模が500人超企業が対象でしたが、規模が100人超に引き下げられ、さらに2024年10月には50人超に引き下げられます。企業規模の従業員数とは社会保険の被保険者数で判断します。

人数は月ごとに数え直近12か月のうち6か月で基準を上回ると対象事業所です。

また、短時間労働者の範囲は1年以上雇用の方が対象でしたが、2か月を超えて雇用していれば対象になります。

### ◆現行の短時間労働者の社会保険適用要件

社会保険の加入要件を満たす労働者とは

- 1.週の所定労働時間が週40時間(フルタイム勤務)の労働者
- 2.所定労働時間がフルタイムの4分の3以上(多くは30時間以上)労働者が加入者とされていました。2016年4月より従業員が一定数(500人)を超える企業の短時間労働者にも適用されるようになりました。

2022年10月から100人超企業とされ雇用期間も2か月を超えて雇用すれば対象となります。今から準備が必要でしょう。

短時間労働者の適用条件は、

- 1.所定労働時間が週20時間以上あること
- 2.雇用期間が1年以上であることが見込まれること(2022年9月まで)
- 3.賃金月額が88,000円以上であること

### ◆企業への影響と対応策

企業において大きな影響は社会保険料の負担増加です。月額10万円のパートが10名いたとして新たに負担となるのは年額で約185万円です。費用を早めに考えて計画しておく必要があります。この先加入となる労働者に対して、対象者になることを説明する必要があります。半年前など早い段階からの説明が良いでしょう。加入を希望しない方には労働時間の変更が必要です。又は社員転換等雇用形態の変更もあるかもしれません。従業員から見れば将来の年金額が増えメリットと感じる方もいるでしょう。会社全体の人員配置の見直しが必要になるかもしれません。

## 教育資金贈与の非課税

### ◆制度概要

教育資金の一括贈与制度は、直系尊属である父母、祖父母から子・孫に入学金・授業料など教育にかかる費用を非課税で贈与できる租税特別措置法の制度です。30歳未満の受贈者（前年分の合計所得金額1,000万円以下）を対象に1,500万円（学校等以外の者に支払われる費用は500万円）までの贈与が非課税になります。令和3年度は次の改正があり、令和5年3月31日まで2年間、延長されました。

### ◆管理残額に対する課税は強化された

贈与者が死亡した日までの贈与額（非課税抛出現）から教育資金に使用した金額（教育資金支出額）を控除した未使用分（管理残額）は、これまで贈与者の死亡前3年以内の贈与が相続税の課税対象となっていましたが、令和3年4月1日以降の贈与は、死亡の日までの年数にかかわらず、すべて相続税の課税対象となりました（受贈者が23歳未満である場合、学校等に在学している場合、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合を除きます）。さらに、孫への贈与は、配偶者および一親等の血族以外に適用される、相続税額の2割加算の対象となりました。

### ◆認可外保育施設も非課税の対象に

非課税の対象となる育児費用の範囲に、新たに1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事などから認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書を交付された施設に対する保育料の贈与も対象となりました。

### ◆非課税申告書の電子提出も可

取扱金融機関を経由して提出していた非課税申告書は、令和3年4月1日より電磁的方法により提出できるようになりました。

### ◆税調では非課税贈与制度の見直しを議論

教育資金、結婚・子育て資金、住宅資金の一括贈与制度は、金融資産を保有する高齢者世代の資産を若年層に移転し、経済の活性化を期待して創設されました。しかし、富裕層の財産が課税されないまま子・孫の世代に移転することは格差の固定化を助長するとして、政府税制調査会では廃止を含め、見直しが議論されています。

令和3年度改正で贈与者死亡時の管理残額に対する課税が強化されたのは、優遇措置の効果に対する批判が高まってきたこと、件数、贈与額が減少傾向にあり、一定の役割を果たしたことも背景にあるようです。

### ～人生の役に立たない雑学 vol.104～

